

重要無形文化財等伝承事業費国庫補助要項

〔昭和54年5月1日
文化庁長官裁定〕
〔平成元年5月29日
平成2年6月8日
平成2年7月2日
平成3年5月9日
平成17年4月1日
平成20年4月1日
平成23年4月1日
平成31年4月1日
令和2年4月1日
令和3年4月20日
令和4年4月1日
令和6年7月1日
改正〕

1. 趣 旨

この要項は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第74条、第76条の10及び第77条の規定に基づき、重要無形文化財等の保存のための伝承事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、保持団体又は地方公共団体その他文化庁長官がその保存に当たることを適当と認める団体若しくは個人とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とする。ただし、補助対象となる(2)から(8)の事業は、保持団体又は地方公共団体その他文化庁長官が適当と認める団体が行う事業を原則とし、登録無形文化財を対象とした事業は、(5) (6) (7) (10)に限るものとする。

(1) 伝承者の養成

伝承者の養成を目的とする研修会、講習会の開催及び実技指導

(2) 研修発表会

伝承者の養成事業による研修等の成果の発表会

(3) 資料の収集整理（文化財保護法第71条の重要無形文化財に限る。）

(4) 指定の要件の品質管理（工芸技術のうち文化財保護法第71条の重要無形文化財に限る。）

指定の要件に基づく製品の分析検査、外観検査

(5) 技術研究

調査、研究会等の技術研究

(6) 原材料・用具の確保

伝承に不可欠な原材料及び用具の製作、確保

(7) 普及・啓発

将来の伝承者や理解者の養成を目的とする体験研修、講習会、ワークショップの開催、情報発信等

(8) 関連技術事業

無形文化財の知識・技能等を有する団体が関連技術として行う(1)(2)(5)(6)(7)の事業

- (9) 重要無形文化財人形浄瑠璃文楽の伝承を実施する団体の活動運営経費
 - (10) 保存活用計画の策定
 - (11) 災害対応事業
- 対象は別に定めるものとする。

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

(1) 主たる事業費

- ア 伝承者養成経費
- イ 研修発表経費
- ウ 資料収集整理経費
- エ 品質管理経費
- オ 技術研究経費
- カ 原材料・用具確保経費
- キ 普及・啓発経費
- ク 関連技術事業経費
- ケ 人形浄瑠璃文楽伝承活動運営経費
- コ 保存活用計画策定経費
- サ 災害対応事業経費

(2) その他の経費

事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において定額とする。

(別紙)

名称	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
重要無形文化事業財伝承事業	1.伝承者の養成費 2.研修発表経費 3.資料収集整理経費 7.普及・啓発経費	重要無形文化財伝承事業費	給与報酬	非常勤事務員給与	特に認められた場合に限る
			職員手当等	時間外手当	
				期末手当	
				通勤手当	
				退職手当	
				〇〇手当	
			共済費	社会保険料	本事業のために雇用された非常勤事務員の事業者負担分のみ
				〇〇保険料	危険作業を伴う等、特に必要な場合に限る
			報償費	講師等指導謝金	
				研修(修行)手当	
				〇〇謝金	
			旅費	普通旅費	関係文化財視察及び調査旅費、連絡旅費
				特別旅費	講師等旅費
			費用弁償	費用弁償	研修旅費
				消耗品費	
			印刷製本費	印刷製本費	
				通信運搬費	
			手数料	手数料	
				借料及び損料	用具等借料、会場使用料
			自動車借上料	自動車借上料	
				用具購入費	芸能用具等特に認められた場合に限る
			〇〇購入費	〇〇購入費	
				〇〇委託費	事業の一部を委託する場合の経費
			委託費	〇〇委託費	
				〇〇委託費	
	4.品質管理経費	重要無形文化財伝承事業費	報償費	講師等指導謝金	
			旅費	普通旅費	連絡旅費
				特別旅費	外部有識者等旅費
				費用弁償	
				消耗品費	
				印刷製本費	
			通信運搬費	通信運搬費	
				手数料	
			分析委託費	分析委託費	
				〇〇委託費	事業の一部又は全部を委託する場合の経費
	5.技術研究経費	重要無形文化財伝承事業費	報償費	講師等指導謝金	

				研修(修行)手当 調査等謝金 〇〇謝金 旅費 普通旅費 特別旅費 費用弁償 需用費 消耗品費 印刷製本費 役務費 通信運搬費 手数料 使用料及び賃借料 借料及び損料 委託費 〇〇委託費 事業の一部を委託する場合の経費 報償費 講師等指導謝金 〇〇謝金 旅費 普通旅費 特別旅費 費用弁償 需用費 消耗品費 修繕料 役務費 通信運搬費 手数料 使用料及び賃借料 借料及び損料 備品購入費 原材料・用具購入費 委託費 製作委託費 〇〇委託費 事業の一部を委託する場合の経費	調査等旅費、連絡旅費 外部有識者等旅費
		6. 原材料・用具確保経費			
		8. 関連技術事業経費			1.伝承者養成経費、2.研修発表経費、5.技術研究経費、 6.原材料・用具確保経費、7.普及・啓発経費
		9. 人形浄瑠璃文楽伝承活動運営経費	報酬 給与 職員手当等 共済費	委員報酬 本給 扶養手当 通勤手当 役職手当 調整手当 超過勤務手当 期末、勤勉手当 特別業務手当 健康保険料 厚生年金保険料	評議員、理事会委員 法人職員、非常勤事務員本給

				労働保険料 児童手当事業主拠出金 講師謝金 原稿執筆謝金 職員健康診断料	
			報償費		外部招へい、重要無形文化財保持者等
			旅費	普通旅費 特別旅費 費用弁償	調査、資料収集、連絡旅費 講師等旅費
			需用費	消耗品費 燃料費 食料費 印刷製本費 光熱水料 修繕料 図書費 清掃費 電話保守費 通信運搬費 広告料 手数料 火災保険料 機械器具保守費 器具等借料 会場借料 事務室借用料 用具等購入費 退職積立金 公課費 府民税 消費税 〇〇税	評議員会、理事会等 文楽通信 各所改修費
			役務費		
			使用料及び賃借料		
			備品購入費		
			積立金		
			公課費		
			給 与 報 酬 職員手当等 共 済 費	社会保険料 〇〇保険料 調査謝金 打合会出席謝金	本事業のために雇用された職員 の事業者負担分のみ 危険作業を伴う等、特に必要な場 合に限る 委員会等の外部委員
			報 償 費		
		10. 保存活用計画策定経費	計画策定経費		

		11. 災害対応事業経費		旅 費 需 用 費 役 務 費 委 託 費 使用料及び賃借料	原稿執筆謝金 〇〇謝金 普通旅費 特別旅費 費用弁償 印刷製本費 消耗品費 会議費 通信運搬費 写真焼付料 手数料 〇〇委託費 借料及び損料	調査員等に対する費用弁償 計画策定の全部又は一部を委託する経費 会場借上料等 災害対応の観点から、特に必要な場合に限り、対象は別に定める
その他の経費	事務経費	事務費	旅費 需用費 役務費 使用料及び賃借料	普通旅費 特別旅費 費用弁償 消耗品費 通信運搬費 手数料 借料及び損料		